

博士学位論文審査結果の要旨

学位申請者氏名	前田 尚美		
論文題目	明代皇后・皇太后の政治的位相		
論文審査担当者	主査	檀上 寛	㊞
	審査委員	松井嘉徳	㊞
	審査委員	坂口満宏	㊞

中国王朝の後宮・后妃制度に関して、最近ようやく中国・台湾で実証的な研究が発表されつつあるが、明代についてはいまだ成果に乏しく、まして日本では皆無といっても過言ではない。それは明という時代が歴代の王朝と異なり、后妃や外戚が政治を壟断したり弊害を流したりした事例が少なく、平板な時代として研究者の関心を集めなかったこととも関係する。そうした中で、本論は明代の後宮・后妃制度の解明を目指すとともに、後宮内での頂点に立つ皇后・皇太后に着目して、その政治的役割と歴史的特質の分析を初めて試みた点で、まず評価してよからう。

本論は序論と結論を除けば二部構成の全五章からなり、第一部「明代の後宮制度」では後宮の実態およびその住人である后妃—とりわけ皇后・皇太后—と皇帝との関係进行分析し、第二部「明代の皇后・皇太后の政治的影響」では皇位継承時の皇太后の役割を検討することで、両者あわせて以上の課題に迫る。

第一部第一章「明代後宮と后妃・女官制度」では、後宮の創設者である初代皇帝洪武帝の婚姻政策とその方針进行分析する。著者によれば、後宮女性の選抜は年齢・容貌重視の「后妃」選びと、実務能力重視の「女官」選びとに大別され、后妃に仕える「宮人」を加えて後宮内には三階層の女性が存在したという。なかでも后妃は外戚の専横を防ぐために民間から選ぶことを常とし、皇后（皇太后）を頂点とする後宮ヒエラルキーの中で徹底した后妃教育が施され、一生後宮外に出ることも許されなかった。洪武帝の築いた後宮管理体制が、后妃・外戚の政治介入をどれだけ阻止できたかは別に検討を要するが、著者の研究により明代後宮の実態がかなり解明されたのは事実である。

続く第二章「明代の皇后・皇太后—嫡母と生母—」では、明代の皇后（皇太后）を大きく①聖母（先帝皇后で現皇帝生母）、②嫡母（先帝皇后）、③生母（先帝庶妃で現皇帝生母）に類型化する。古代では、皇后は皇帝の妻である点に権威の根拠があったため、皇帝の死亡後も皇太后（嫡母）として自己の権威を保持し得た。だが庶出の皇帝が生母の皇后化・皇太后化（聖母化）を図り出すと、皇后（皇太后）の地位は相対的に低下し、皇帝の妻から皇帝の母へと権威の根拠も移行する。妻から母への変化が、皇帝権の強化とどう対応するかは今後の検討課題だが、著者が皇太后の中に時代的変遷の相を見出したことは、皇帝権力の歴史的特質を索定する上でも重要である。

皇后（皇太后）が唯一主導権を握るのが皇帝不在の皇位継承時である。だがその時でも皇太后は独断で後継者を決定することはできなかった。第二部第一章「明代の皇位継承問題と皇太后—洪熙帝皇后張氏—」は、皇帝死亡時に後継者の決定権を握る皇太后にも、先帝の遺詔が必要であったこ

とを論証する。遺詔が大きな意味を持つことは他の時代にも共通するが、遺詔と皇太后の果たす役割を制度的に解明した研究は今まで存在しなかった。明代の皇位継承には皇太后の命令と遺詔とがセットに必要なこと、また皇太后の政治的権威は新皇帝決定までの限定的なものだという皇位継承時の鉄則が、著者の考証により初めて制度的に明らかにされた意味は大きい。

皇位の継承は皇帝の死亡時だけとは限らない。第二部第二章「土木の変前後にみる皇太后の影響力―宣徳帝皇后孫氏―」は、皇帝が異民族の捕虜となる非常事態下での皇位継承問題を扱う。孫氏は実子正統帝が土木の変でモンゴルの捕虜になった際、皇帝の母（皇太后）という尊属関係をもって後継者問題を解決するが、それでも事後に虜囚の正統帝の承諾を得ねばならなかった。皇位継承には皇太后の命令が不可欠であると同時に、後付けでも皇帝の命令が求められたわけで、皇太后とは皇帝権力を一時的に預かる存在に過ぎないことがここでも確認される。

こうした明代の状況は、必然的に皇太后の地位を不安定なものにしよう。それは皇太后と皇帝とが血縁関係にない場合に典型的に現れる。第二部第三章「大礼の議における皇太后の懿旨の意味―弘治帝皇后張氏―」では、後継者のいない正徳帝が死亡した時に、その母張氏が傍系から嘉靖帝を迎え入れて後継者問題を解決する経緯が論じられる。本来新皇帝の即位で消滅するはずの皇太后の政治的権威だが、権力基盤の弱い嘉靖帝によってその後も利用され、やがて体制固めが終わると一方的に廃されて、嘉靖帝の生母が新たに皇太后に立てられる。明代の皇太后の権威は皇帝を即位させることはできても、決して皇帝権力を超えるものではなかったと結論される所以である。

総じて言えば、本論の分析は標題にいう皇太后の政治的位相に止まり、歴史的特質の解明にまでは及んでいない。だが本論の特徴は前近代中国の根源的な二つの秩序、即ち家族秩序と君臣秩序のありようを再認識させた点に求められよう。もともと家族秩序（孝）と君臣秩序（忠）を一体的に捉えるのが儒教的論理であるが（忠孝一致）、現実には二つの秩序は両立できず、時と場合に応じて選択的に使われてきた。皇帝は家族秩序では尊属である皇太后の下位に立ち、天下では君臣秩序の頂点に立つ天子として君臨する。この二つの秩序の使い分けを皇位継承時に見出したのは著者の卓見であり、これによって皇后（皇太后）問題は狭い後宮内から解放されて、普遍化して理解することが可能となった。この事実を著者がどれだけ認識しているかは措き、皇后（皇太后）研究に新たな視点を附加したことは評価してよからう。

それにしても明代ではなぜ、皇位継承の立役者である皇太后が、新皇帝即位と同時に自発的に身を引くのか。著者は第一部第一章で后妃への厳格な管理体制を強調しているが、はっきり言って事柄はそれほど単純ではない。政治への容喙を自ら忌避する后妃自身の意識の問題として、『皇明祖訓』や『内訓』等に示される朱子学的規制の影響や、中国政治の根幹をなす礼制面からの分析が、今後の課題といえるだろう。もちろん著者も述べるように、他の時代との比較も重要である。

とはいえ、以上の指摘は望蜀でもあり、それで本論の価値が損なわれるわけでは決していない。皇帝ではなく、あえて皇后・皇太后に着目した視点の独自性、後宮という中国政治の裏面から皇帝権の問題に迫る斬新性、『明実録』をはじめとする多くの史料に基づく実証性等々、本論に見られるこれらの特徴は、著者が研究者としての資質を十分に備えていることを示すとともに、今後の研究のさらなる発展を期待させるものがある。

以上のことから、審査委員一同は、本論文が博士（文学）の学位を授与するに適確であると判断する。